

安平町広報紙きらり町民活躍記事掲載要綱

第1条（目的）

この要綱は、安平町広報紙「きらり」（以下「きらり」という。）に町民の活躍に関する記事を掲載するに当たり、その基準及び手続きを定め、町民の学びと挑戦を広く共有し、地域の活力向上を図ることを目的とする。

第2条（基本方針）

きらりに掲載する記事は、町民全体に関わる公共性・公益性の高い情報の提供を目的とする。

第3条（掲載対象）

町内在住又は町内在学の小・中学生（個人・団体、学校内外を問わず）。

分野は、スポーツ、文化、芸術、科学・技術、読書・作文、ボランティア等とする。

第4条（掲載基準）

次のいずれかに該当する成果を掲載対象とする。

- (1) 全国・全国規模の大会・コンクールの出場又は受賞、及び国際大会の出場又は受賞
- (2) 全道（道大会・中央審査）レベルの出場又は受賞
- (3) 地区・支部レベルの上位成績（優勝・準優勝・入賞）又は教育的価値が高いと認められる成果

第5条（体育・スポーツ競技の掲載範囲）

個人競技：優勝から3位まで、又は当該競技規定による入賞まで（下位トーナメントの順位決定戦は除く）。

団体競技：優勝から3位まで（下位トーナメントの順位決定戦は除く）。

合同出場：合同チームの場合は、他市町村の選手名も掲載する。ただし、当該選手について保護者同意が得られている範囲に限る。

第6条（掲載対象外とするもの）

次に掲げるものは掲載しない。

- (1) 個人の資格取得・検定合格（例：漢字検定・数学検定・英語検定・簿記検定・運転免許・スポーツ段級資格など）
- (2) 個人的な趣味・私的活動の成果報告
- (3) 営利的な宣伝・勧誘にあたる内容

第7条（順位・結果の表記）

順位は次に統一する。

- (1) 優勝
- (2) 2 位
- (3) 3 位
- (4) ○○賞（例：敢闘賞、特別賞等）

競技等で「入賞」範囲が規定されている場合は、その範囲内で「入賞」と表記できる。

第8条（掲載形式・並び順）

掲載例：

【分野】日付・大会名・部門・氏名又は団体名（所属団体又は学校名）・結果

並び順は日付順とする。

第9条（申込手続）

掲載を希望する者（以下「申請者」という。）は、別に定める申込フォーム又は電子メールにより申請すること。紙媒体による場合は、安平町教育委員会事務局又は住民サービス課に提出する。なお、団体に所属する活動の成果については、原則として当該団体が取りまとめて申請するものとする。

申請には、公式結果を確認できる公的書類等の根拠資料を添付すること。

小・中学生の氏名を掲載する場合は、保護者の同意を得ること（同意未取得の場合は掲載しない）。

教育委員会は、申請内容について事実確認、表記の統一及び字数の調整を行うことができる。掲載希望号の概ね 30 日前までを目安に申請すること。

第10条（個人情報の取扱い）

氏名掲載は保護者同意を原則とする。

住所・連絡先等の個人情報は掲載しない。

医療的ケアなど配慮が必要な事項は掲載しない。

児童・生徒の安全・プライバシーに過度なリスクが生じる表現・情報は掲載しない。

（申込み）

第11条 広報活動を希望する団体は、専用申込フォーム又は電子メールにより申込みものとする。

2 紙媒体で申し込む場合は、教育委員会事務局（総合庁舎）又は住民サービス課住民サービスグループ（総合支所）に提出するものとする。

（審査及び決定）

第12条 掲載の可否及び媒体の決定は、教育委員会社会教育グループが審査し、必要に応じて関係部署と協議のうえ決定する。

(問い合わせ)

第 13 条 この要綱に関する問い合わせは、教育委員会社会教育グループ（電話 29-7036、メール sk-kyouiku@town.abira.lg.jp）に行うものとする。

(要綱の見直し)

第 14 条 この要綱は、毎年運用を検証し、必要に応じて見直す。

附則

この要綱は、令和 8 年 2 月 27 日から施行する。